

# 広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務 提案書評価要領

## 1 要旨

「広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務」におけるプロポーザル提案書の評価について、必要な項目を定める。

## 2 全般

評価項目、評価基準、重要度は別紙「広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務 提案書評価基準」のとおりとする。

## 3 評価

評価項目毎の評価は次のとおりとする。

### (1) 実施方針

| 評価   | 点数 | 評価基準                             | 備考 |
|------|----|----------------------------------|----|
| 優れる  | 4  | 評価基準に提示した内容について詳細かつ分かりやすく記載されている |    |
| 普通   | 2  | 評価基準に提示した内容について詳細に記載されている        | 標準 |
| 劣る   | 1  | 評価基準に提示した内容が記載されているが、内容が曖昧である    |    |
| 提案なし | 0  | 評価基準に提示した内容が記載されていない             |    |

### (2) 企画提案

| 評価    | 点数 | 評価基準  | 備考 |
|-------|----|---|----|
| 特に優れる | 4  | <ul style="list-style-type: none"><li>評価基準に提示した内容が全て記載されている</li><li>記載内容に具体性があり、詳細かつ分かりやすい</li><li>提案された複数技術に対する理解度が高く、業務成果に直接結びつくような有益な提案である</li></ul> |    |
| 優れる   | 3  | <ul style="list-style-type: none"><li>評価基準に提示した内容が全て記載されている</li><li>記載内容に具体性があり、詳細かつ分かりやすい</li></ul>  |    |
| 普通    | 2  | <ul style="list-style-type: none"><li>評価基準に提示した内容が全て記載されている</li><li>記載内容に具体性がある</li></ul>   | 標準 |
| 劣る    | 1  | 評価基準に提示した内容が全て記載されているが具体性がない  |    |
| 提案なし  | 0  | 評価基準に提示した内容が記載されていない  |    |

### (3) 自由提案

| 評価   | 点数 | 評価基準  | 備考 |
|------|----|---|----|
| 優れる  | 4  | 要件定義書案の品質をより高めるための工夫や作成にあたってのポイントが具体的かつ詳細に記載されている |    |
| 普通   | 2  | 要件定義書案の品質をより高めるための工夫や作成にあたってのポイントが記載されている         | 標準 |
| 劣る   | 1  | 記載内容が曖昧である  |    |
| 提案なし | 0  | 記載内容に具体性がない                                       |    |

### (4) 実施体制

| 評価    | 点数 | 評価基準  | 備考 |
|-------|----|---|----|
| 特に優れる | 4  | ・評価基準に提示した内容が全て記載されている<br>・責任者及び担当者が電子契約システム構築又は検討業務に従事した経験を有する |    |
| 優れる   | 3  | ・評価基準に提示した内容が全て記載されている<br>・責任者及び担当者が各種システム構築又は検討業務に従事した経験を有する   |    |
| 普通    | 2  | ・評価基準に提示した内容が全て記載されている<br>・責任者又は担当者が各種システム構築又は検討業務に従事した経験を有する   | 標準 |
| 劣る    | 1  | ・評価基準に提示した内容が全て記載されている  |    |
| 提案なし  | 0  | ・評価基準に提示した内容が記載されていない   |    |

## 4 評価方法

### (1) 全般

- ・評価項目の★は必須項目とし、提案が無い場合は失格とする。
- ・評価点は、広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の各委員が、評価項目毎に評価基準に基づき0～4点で採点し、重要度を乗じたものの平均を取り（小数点第二位以下四捨五入）、提案者の評価点とする。
- ・標準的な評価点が100分の50となるよう設定する。
- ・得点配分は120点を最高評価点とし、最低基準点は120点の100分の60以上の72点とする。
- ・評価点の合計点数が最低基準点である72点に満たない提案は採用しない。

### (2) 審査方法

選定委員会において書類審査を実施し、その結果、最も評価点が高い者を選定する。

**広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務  
提案書評価基準**

| 評価項目   | 別記様式        | 評価基準  | 重要度 | 評価点 |
|--------|-------------|---|-----|-----|
| 実施方針 ★ | 別記様式<br>－ 1 | 契約事務の電子化の必要性が理解されていること、特に建設工事の契約において、CAD などの大容量電子データを契約図書として扱うことの必要性を理解したうえで、実施方針が提案されているか                                      | 5   | 20  |
| 企画提案 ★ | 別記様式<br>－ 2 | 提案書を作成する段階において知り得ている情報を基に、仕様書 2（1）の①～⑥に示した必要な要件を踏まえ、複数の技術が提案されているか  | 5   | 20  |
|        |             | 提案された複数の技術について、次の全ての点について言及したうえで提案がされているか<br>・実現可能性<br>・構築及び運用のしやすさ<br>・関連法令の規定を満足できるか否か<br>・他のシステムとの連携の可否<br>・物品・委託役務業務への展開の可否 | 5   | 20  |
|        |             | 要件定義書案作成にあたり、重要と考えられるシステム構築のし易さ、コスト等の整理すべきポイントを複数示したうえで、どのようなプロセスを経て作成するかが提案されているか  | 5   | 20  |
| 自由提案   | 別記様式<br>－ 3 | 要件定義書案の品質をより高めることが期待できる有益な提案がされているか   | 2.5 | 10  |
| 実施体制 ★ | 別記様式<br>－ 4 | 次の 2 点について提案がされているか<br>・責任者、担当者など業務を履行するうえでの役割分担が整理されているか<br>・経験豊富な責任者又は担当者が配置される等の実施体制が提案されているか                                | 5   | 20  |
| 経費 ★   | 任意様式        | ・見積価格を基に、次の算定式で判断する。<br>配点 (10) × (提案者中の最低見積金額) / (当提案者見積金額)<br>※小数点以下を四捨五入   | -   | 10  |
| 評定点合計  |             |   |     | 120 |